

四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱(平成18年教育長告示第4号)による奨励費の支給に関する事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	四万十町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱(平成18年教育長告示第4号)による奨励費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項 四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱(平成18年教育長告示第4号)による奨励費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号） 第一条	四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱（平成18年教育長告示第4号） 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、四万十町立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資するため就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給を行うことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項号	四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱 第4条
事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	就学奨励費の受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項2号	四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱 第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	